

ダイナースクラブ加盟店規約 新旧対照条文（傍線部分は改正部分。改正のない条、項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
ダイナースクラブ加盟店規約	ダイナースクラブ加盟店規約	
<p>第 18 条（支払い保留および債権譲渡の解除） ダイナースが債権譲渡を受けるにあたり、次の各号のいずれかに該当した場合は、承認番号の取得の有無にかかわらず、ダイナースはその不備、不審な点が解決されるまで譲り受けた債権譲渡対価の支払いを保留し、解決されない場合には、債権譲渡を解除し、債権譲渡対価を支払い済みの場合には、加盟店は直ちにこれを返還するものとし、ダイナースは次回以降の債権譲渡対価から差し引くこともできるものとします。一方、調査が完了し、ダイナースが当該代金の支払いを相当と認めた場合には、ダイナースは加盟店に当該代金を支払うものとし、ダイナースは遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、ダイナースの加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2023 年 6 月 1 日改定)</p>	<p>第 18 条（支払い保留および債権譲渡の解除） ダイナースが債権譲渡を受けるにあたり、次の各号のいずれかに該当した場合は、承認番号の取得の有無にかかわらず、ダイナースはその不備、不審な点が解決されるまで譲り受けた債権譲渡対価の支払いを保留し、解決されない場合には、債権譲渡を解除し、債権譲渡対価を支払い済みの場合には、加盟店は直ちにこれを返還するものとし、ダイナースは次回以降の債権譲渡対価から差し引くこともできるものとします。一方、調査が完了し、ダイナースが当該代金の支払いを相当と認めた場合には、ダイナースは加盟店に当該代金を支払うものとし、ダイナースは遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、ダイナースの加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないと<u>します。</u></p> <p style="text-align: right;">(2022 年 6 月 1 日改定)</p>	(変更)
		(変更)

加盟店情報取り扱いに関する同意条項 新旧対照条文（傍線部分は改正部分。改正のない条、項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考																								
加盟店情報取り扱いに関する同意条項	加盟店情報取り扱いに関する同意条項																									
<p>第 3 条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名 称</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒 103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>03-5643-0011</td> </tr> <tr> <td>共同利用の 管理責任者</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター） 代表理事：松井 哲夫</td> </tr> <tr> <td>U R L</td> <td>http://www.j-credit.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>共同利用の目的</td> <td>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</td> </tr> </table>	名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）	住 所	〒 103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階	電 話	03-5643-0011	共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター） 代表理事：松井 哲夫	U R L	http://www.j-credit.or.jp/	共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	<p>第 3 条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">名 称</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒 103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>03-5643-0011</td> </tr> <tr> <td>共同利用の 管理責任者</td> <td>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店信用情報センター（JDM センター） 代表理事：松井 哲夫</td> </tr> <tr> <td>U R L</td> <td>http://www.j-credit.or.jp/</td> </tr> <tr> <td>共同利用の目的</td> <td>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</td> </tr> </table>	名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）	住 所	〒 103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階	電 話	03-5643-0011	共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店信用情報センター（JDM センター） 代表理事：松井 哲夫	U R L	http://www.j-credit.or.jp/	共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	(変更)
名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）																									
住 所	〒 103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階																									
電 話	03-5643-0011																									
共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター） 代表理事：松井 哲夫																									
U R L	http://www.j-credit.or.jp/																									
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。																									
名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）																									
住 所	〒 103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階																									
電 話	03-5643-0011																									
共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店信用情報センター（JDM センター） 代表理事：松井 哲夫																									
U R L	http://www.j-credit.or.jp/																									
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。																									

登録される情報	<p>①包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>②包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとし、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>
登録される期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます
共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者および JDM センター (JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認くださいませ。)

(2023年6月1日改定)

登録される情報	<p>①包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由</p> <p>②包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとし、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>	
登録される期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます	
共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者および JDM センター (JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認くださいませ。)	(変更)

(2022年6月1日改定)

(変更)